

---

---

# 公 告

---

---

## ○ タッチ決済乗車取扱規則（2022年7月15日九州旅客鉄道株式会社公告第3号）

九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 古宮 洋二

### （この規則の目的）

第1条 この規則は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提携するタッチ決済乗車サービス事業者（以下「提携タッチ決済乗車サービス事業者」という。）が提供するタッチ決済乗車サービス機能を使用し、旅客が所有するタッチ決済カード等を媒体として、当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

### （用語の意義）

第2条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。
- (2) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格であるNFC TypeA/Bを活用した、EMVコンタクトレス決済のことをいいます。
- (3) 「タッチ決済カード等」とは、タッチ決済機能のあるクレジットカード・デビットカード・プリペイドカードやモバイル端末等のことをいいます。

### （旅客の運送等に関する適用範囲）

第3条 タッチ決済乗車による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

- 2 この規則が改定された場合、改定日以降のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。
- 3 この規則に定めていない旅客の運送等に関する事項については、旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号。以下「旅客規則」という。）によります。

### （タッチ決済乗車サービスに関する適用範囲）

第4条 提携タッチ決済乗車サービス事業者が提供するタッチ決済乗車サービスについては、当該提携タッチ決済乗車サービス事業者が定めるところによります。

- 2 提携タッチ決済乗車サービス事業者の責に帰すべき事由により、タッチ決済乗車を正常に提供できない場合について当社は責を負いません。
- 3 前項により旅客に損害が発生したときは、当該提携タッチ決済乗車サービス事業者が定めるところによります。

---

---

# 公 告

---

---

## （提携事業者）

第5条 タッチ決済乗車における、提携タッチ決済乗車サービス事業者の名称は別表1のとおりです。

## （契約の成立時期）

第6条 タッチ決済乗車に関する運送契約は、旅客が、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、駅において乗車の際に自動改札機等による改札を受けたときに成立します。

## （規則等の変更）

第7条 当社は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を、旅客への予告なしに変更することがあります。

## （旅客の同意）

第8条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

## （制限又は停止）

第9条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限又は停止をすることがあります。

- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責を負いません。

## （タッチ決済乗車の設定区間及び運賃）

第10条 タッチ決済乗車が利用できる区間は、別表2に定める各駅相互間とします。

- 2 運賃は旅客規則に定める大人普通旅客運賃とし、当該入場駅・出場駅相互間の最も低廉となる運賃計算で算出します。
- 3 小児用の設定はありません。

## （決済方法及び決済手段）

第11条 タッチ決済乗車を使った決済方法は、提携タッチ決済乗車サービス事業者の定めるところによります。

## （タッチ決済乗車の効力）

第12条 第10条に定める区間の各駅相互間において、片道1回の乗車に限り有効とします。この場合、利用可能人員はタッチ決済カード等の名義人1人に限るものとします。

- 2 入場後は当日に限り有効とします。
- 3 途中下車の取扱いはしません。
- 4 新幹線には乗車できません。

# 公 告

## （利用条件等）

- 第13条 1回の乗車につき、2枚以上のタッチ決済カード等を同時に使用することはできません。
- 2 入場時に使用したタッチ決済カード等を出場時に使用しなかった場合は、当該タッチ決済カード等で再び入場することはできません。
  - 3 タッチ決済カード等の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるタッチ決済カード等の内容の読み取りが不能となったときは、自動改札機でタッチ決済カード等を使用することができません。
  - 4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。
  - 5 偽造、変造又は不正に作成されたタッチ決済カード等を使用することはできません。

## （使用方法）

- 第14条 タッチ決済乗車をするときは、同一のタッチ決済カード等により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。
- 2 タッチ決済カード等の不具合及びモバイル端末のバッテリー切れ等により前項の取扱いができないときは、当該タッチ決済乗車は無効として取り扱います。
  - 3 旅客がタッチ決済カード等を紛失したときは、前項の規定に準じて取り扱います。

## （列車の運行不能の場合の取扱い方）

第15条 自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

### （1）発駅までの無賃送還

この場合、当社は、乗車区間の運賃は收受しません。また、無賃送還後、発駅で出場される際にタッチ決済カード等の出場処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、発駅から当該下車駅までの片道普通旅客運賃相当額をカード等から減額します。

### （2）運行不能区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅においてタッチ決済カード等から減額します。

## （タッチ決済乗車の無効）

第16条 旅客が次の各号の1に該当するときは、当該タッチ決済乗車は無効として取り扱い、当該旅客の乗車駅からの区間に対する運賃及び特別急行料金と、その2倍に相当する増運賃・料金をあわせて收受します。

- （1）タッチ決済カード等を他人から譲り受けて使用した場合
- （2）係員の承諾を得ないで自動改札機等による改札を受けずに乗車した場合
- （3）券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- （4）その他不正乗車の手段として使用した場合

# 公 告

2 偽造、変造又は不正に作成されたカード等を使用した場合は、前項の規定を準用します。

## 別表 1（第 5 条）

### 提携タッチ決済乗車サービス事業者

事業者名
三井住友カード株式会社
QUADRAC 株式会社
日本信号株式会社
ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社
株式会社ジェーシービー
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.
マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド
ダイナースクラブインターナショナル
株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン
银联国际有限公司

## 別表 2（第 10 条）

### 利用可能駅

線区	区間
鹿児島本線	門司港・久留米間
香椎線	海ノ中道

以上